

厚木市障害者理髪サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度障害者の理容環境衛生の向上を図るために、理髪サービスに係る費用の一部を助成する障害者理髪サービス事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者は、次条の規定により事業の利用を申請する年度の前年度の1月1日において、本市における住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている10歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 重度障害者である者

(2) ねたきり又はこれと同様の状態により理容・美容店を利用することができない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業の対象としない。

(1) 病院、介護施設等に入院中又は入所中の者

(2) 厚木市高齢者理髪サービス事業の対象となっている者

(利用の申請)

第3条 事業を利用しようとする者は、障害者理髪サービス申請書を市長に提出するものとする。

(理容・美容助成券の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定した者（以下「利用者」という。）に理容・美容助成券（以下「助成券」という。）を交付するものとする。

2 助成券は、1年度につき6枚を交付するものとする。

3 前条の規定にかかわらず、前年度の利用者については、同条に規定する当該年度用の申請があったものとみなし、第2条に規定する要件を調査し、同条に規定する対象者であることを確認したときは、助成券を交付するものとする。この場合において、助成券は郵送により交付することができる。

(助成の額)

第5条 助成の額は、助成券1枚につき5,500円とする。

(助成券の有効期限)

第6条 助成券の有効期限は、助成券を交付した日から助成券を交付した日の属する年度の末日までとする。

(助成券を利用することができる事業者)

第7条 助成券を利用することができる事業者は、神奈川県知事から厚木市内におけ

る理容業務又は美容業務（以下これらを「業務」という。）の開設及び届出済証の交付を受けた者であって、厚木市高齢者理髪サービス事業の協定を締結したもの、又は、市に対して理髪サービスへの協力を申し出たもの（以下「協力理容・美容業者」という。）とする。

（実施方法）

第8条 利用者は、協定理容・美容業者の理髪サービスを利用したときは、その理髪サービスの支払いの一部として、本人が署名した助成券を当該協定理容・美容業者に提出するものとする。

（助成金の請求）

第9条 協定理容・美容業者は、助成金の請求をするときは、請求書に利用者が提出した助成券を添えて、その利用者へ業務を提供した日の属する年度の翌年度の4月10日までに市長に提出するものとする。

（助成金の支払）

第10条 市長は前条の規定により請求があったときは、速やかにその内容を審査し、正当な請求書を受理した後30日以内に助成金を支払うものとする。

（譲渡又は貸与の禁止）

第11条 利用者は、助成券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（助成券の返還）

第12条 市長は、利用者が偽りその他不正な行為により助成券の交付を受け、又は使用したときは、当該利用者に対し、助成券の返還を求め、既に使用した助成券がある場合には、その助成額について返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。